

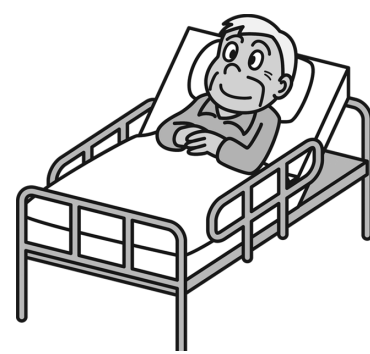
高齢者や障がい者にやさしい ごみの戸別収集(ふれあい収集) の ご案内

市は、4月から高齢や障がいなどにより、家庭ごみをごみステーションまで持ち出すことが困難な世帯の方を対象に、ごみの戸別収集(ふれあい収集)を行います。
戸別収集を希望する方は、3月1日(金)から申請を受け付けますので、内容を確認のうえ、市廃棄物対策課の窓口で申請してください。

くわしくは 廃棄物対策課 廃棄物対策係 ☎ 21-5138

♥ふれあい収集を利用できる世帯は？

- ◆自らごみステーションにごみを持ち出すことができず、身近な人などの協力を得ることも困難な、次のいずれかに該当する方で構成されている世帯です。
- ◆要介護状態区分が2～5
- ◆身体障害者手帳1～4級の交付を受けている方のうち、上肢、下肢、体幹機能または視覚に著しい障がい有する
- ◆精神障害者保健福祉手帳1級または2級の交付を受けている
- ◆療育手帳A1、A2またはB1の交付を受けている
- ◆その他、市長が特に必要と認める



♥申込み方法は？

市廃棄物対策課窓口に申請書を提出してください(申請は本人のほか、親族、ケアマネージャーなどの代理の方でも可能です)。
なお、申込みの際は、必ず事前に市廃棄物対策課廃棄物対策係までお問い合わせください。



♥収集方法など

週1回戸別に訪問し、ごみを収集します。
収集日などは、申請後の審査の際に調整します。
なお、収集するごみは「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「資源物(缶・びん・ペットボトル)」および「古紙」になります。

AEDステーション制度

登録事業者受付中

くわしくは 健康課 健康推進係 ☎(21)2756

FAX(21)2968

AEDステーション制度とは

市は、AEDを設置している事業所などを登録し、公表する「日光市AEDステーション制度」を設けました。

この制度は、すでに公表している市内公共施設内のAEDとともに、協力してもらえ市内のAED設置事業所などを登録・公表することで、事業所周辺で発生する救命事案に対応できる体制の充実を目指しています。

◆公表方法

- ①市のホームページによる公表
- AED設置施設一覧表への掲載
- 施設検索のAED設置施設への地図情報掲載

②救命講習会などでの資料による公表

③その他AEDの普及啓発に関する資料による公表

◆公表内容

設置事業所の名称・住所・電話番号・地図情報・営業時間または公開時間

◆対象者

登録を希望する市内のAED設置民間事業所など

◆登録の要件

次の全てを満たすこと

- ①AEDが適正に管理されている。
- ②AED設置施設のAEDに係る講習を修了した者がいる。
- ③営業時間または公開時間中の緊急時において、速やかにAEDを提供できるとともに、AED使用後は、AED設置施設の責任において整備すること

とができる。

◆登録方法

「AEDステーション制度に関する同意書」に記入して健康課へ提出してください(FAXによる提出も可です)。同意書は健康課で配布の他、市ホームページからダウンロードできます。

AEDとは

AED(自動体外式除細動器)は、心室細動を起こした際に電気ショックを与えて、心臓を正常な状態に戻す、一般の方が使用出来る医療機器です。

登録第1号

事業者の声

AEDを導入して一番変わったのは、安心感が増したところだと思います。

私たちの施設は、高齢の方をお預かりしているので、不測の事態がいつ

心室細動とは、心臓の心室が小刻みに震えた状態になり、脳やからだに血液を送り出すことができなくなるため、数分間続くと死にいたる危険な不整脈のことです。万が一、そのような状況となった場合、即座に救急通報が必要です。

しかし、心室細動発症から1分経過するごとに10%ずつ救命率が低下するといわれているため、救急車を待つだけで助かる確率はかなり低くなります。通報してから救急車が到着するまでのわずかな時間に、AEDを使用した応急救置を行うことにより、尊

起きるか分かりません。近くに医療従事者がいないかもしれません。

しかしAEDは、専門的な知識がない人でも、一刻を争う時に使えるため、メリットは大きいです。

この制度に登録することとで、AEDを地域の方にも使ってもらえるよう



特別養護老人ホーム・ショートステイホーム すまいる 理事長 石塚早男さん

い命を救える確率を高めることができます。

尊い命を救うために

現在では公共施設をはじめ、宿泊施設や事業所にもAEDは設置されていますが、設置するだけでは、命を救うことはできません。一番重要なことは、もしもの時に、近くに設置されているAEDを使える人を増やすということです。

AEDを使った救急救命講習を希望する方は、「ひかりの郷出前講座」(中央公民館☎(22)6211)をご利用ください。